

# Business Partner office NEWS

2026年  
2月号



## 法律相談Q&A

### — 給与計算における端数処理 —

Q: 給与計算の際、割増賃金の計算で発生する端数はどう処理すればよいのでしょうか？ 現在、賃金の端数はそのままで計算し最後に算出した支給額を四捨五入するようにしています。

A: 労働基準法では**賃金の全額払いの原則**が定められており、端数を勝手に切り捨てることは認められていません（※従業員が有利となる端数切り上げは可）。労働時間についても原則として1分単位での計算となりますが、下記のような取扱いは認められています。

●次の方法は、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、法違反としては取り扱わない。

・1ヶ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計の1時間未満の端数

→30分未満切り捨て・30分以上切り上げ

・1時間当たりの賃金単価・割増賃金額単価、月当たり各割増賃金(時間外労働・休日労働・深夜業各々の総額)の1円未満の端数

→50銭未満切り捨て・50銭以上切り上げ

●次の方法は賃金支払の便宜上の取扱いと認められるから、法違反としては取り扱わない（**就業規則の定めが必要**）。

・1か月の賃金支払額（賃金の一部を控除して支払う場合には控除した額。以下同じ。）の100円未満の端数

→50円未満切り捨て・50円以上切り上げ

・1か月の賃金支払額に生じた1,000円未満の端数

→翌月の賃金支払日に繰り越して支払う

## 最近のニュースから

### — カスハラによる精神疾患 遺族提訴 —

カスタマーハラスメントによって精神疾患を発症した男性の妻が、会社に安全配慮義務違反があったとして、宇都宮地裁に提訴した。2006年、男性は取引先とのトラブルから退職を迫られるなどし、上司に相談したが取り合ってもらえず精神疾患を発症、2008年労災認定された。退職後も治療を続けていたが2023年に後遺症認定を受け、労災一時金が支給された。

### — 歯周病検査実施企業に費用補助の方針 —

厚生労働省は、職場の健康診断で歯周病検査を実施する企業に対し、2026年度から費用補助を行う方針を固めた。検査担当者の人件費や分析費用の一部を補助する見込み。検査には簡易的な唾液シートを使用し、歯周病の可能性が高いと診断された従業員には企業から歯科医の受診を促してもらう。「骨太の方針」に盛り込まれた「国民皆歯科検診」の一環で、同省は26年度予算の概算要求に事業費として約1億8,000万円を計上している。

### カスハラ対策指針案、

### 就活セクハラ対策指針案を提示

厚生労働省は、カスタマーハラスメントの防止に向け、具体例や企業の対応策を盛り込んだ指針案を示した。SNSを使った脅しやSOGIハラもカスハラに当たり得るとした。また、就職活動中の学生らに対するセクシュアルハラスメント防止策などをまとめた指針案も提示した。対面の場面だけでなくSNSやオンラインを通じた場面も対象としている。いずれも改正法が施行される2026年10月から実施される。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

